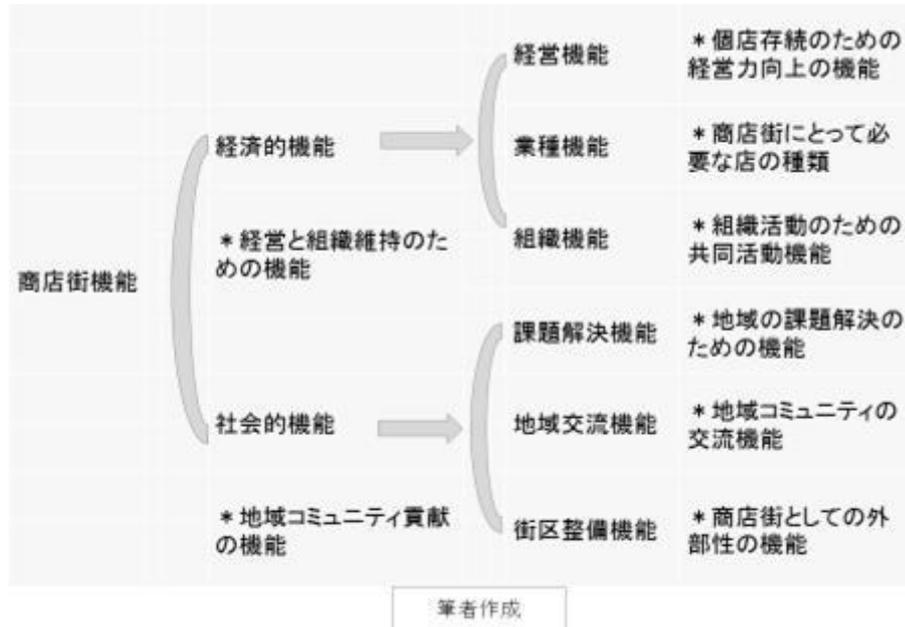


資 料



商店街機能体系図

出) 大田区ものづくり産業、商業・商店街の活性化の課題と展望 (2016年5月)

商業集積地	集積区分	調査年	事業所数	時系列	従業者数 (人)	時系列	年間商品 販売額 (百万円)	時系列	売場面積 (㎡)	時系列
大田区全体		1991	2,089	100.0	10,413	100.0	253,366	100.0	142,850	100.0
		1994	1,917	91.8	10,764	103.4	244,076	96.3	142,950	100.1
		1997	1,939	92.8	10,714	102.9	234,122	92.4	150,578	105.4
		2002	1,789	85.6	10,890	104.6	199,662	78.8	140,724	98.5
		2004	1,624	77.7	9,896	95.0	171,270	67.6	136,416	95.5
		2007	1,881	90.0	12,032	115.5	207,380	81.8	147,175	103.0
京急蒲田駅周辺	駅周辺型商業集積地	1991	106	100.0	446	100.0	11,871	100.0	5,025	100.0
		1994	97	91.5	457	102.5	9,550	80.4	4,949	98.5
		1997	99	93.4	474	106.3	8,985	75.7	5,726	114.0
		2002	72	67.9	372	83.4	5,310	44.7	3,986	79.3
		2004	62	58.5	333	74.7	4,405	37.1	3,678	73.2
		2007	48	45.3	319	71.5	5,072	42.7	3,097	61.6
梅屋敷西部	住宅地背景型商業集積地	1991	147	100.0	518	100.0	8,740	100.0	5,571	100.0
		1994	137	93.2	600	115.8	9,179	105.0	6,104	109.6
		1997	127	86.4	557	107.5	8,068	92.3	6,538	117.4
梅屋敷駅周辺	住宅地背景型商業集積地	2002	157	100.0	697	100.0	9,414	100.0	6,960	100.0
		2004	137	87.3	675	96.8	8,123	86.3	7,401	106.3
		2007	127	80.9	625	89.7	7,380	78.4	6,979	100.3

第一京浜沿地域	住宅地背景型商業集積地	1991	234	100.0	975	100.0	23,975	100.0	7,327	100.0
		1994	217	92.7	1,087	111.5	21,957	91.6	9,775	133.4
		1997	250	106.8	1,186	121.6	23,541	98.2	13,011	177.6
平和島駅周辺	住宅地背景型商業集積地	2002	116	100.0	499	100.0	8,393	100.0	7,063	100.0
		2004	100	86.2	494	99.0	8,690	103.5	6,699	94.8
		2007	84	72.4	468	93.8	6,663	79.4	5,946	84.2
大森駅山王口	駅周辺型商業集積地	1991	222	100.0	1,695	100.0	48,242	100.0	34,847	100.0
		1994	206	92.8	1,737	102.5	44,847	93.0	33,237	95.4
		1997	199	89.6	1,614	95.2	43,812	90.8	34,156	98.0
		2002	159	71.6	1,401	82.7	30,273	62.8	26,967	77.4
		2004	139	62.6	979	57.8	20,222	41.9	17,299	49.6
		2007	114	51.4	787	46.4	13,676	28.3	10,665	30.6
大森駅大森口	駅周辺型商業集積地	1991	155	100.0	802	100.0	23,402	100.0	13,083	100.0
		1994	150	96.8	939	117.1	29,155	124.6	13,806	105.5
		1997	143	92.3	833	103.9	23,126	98.8	13,577	103.8
		2002	127	81.9	819	102.1	20,990	89.7	12,865	98.3
		2004	121	78.1	853	106.4	17,826	76.2	11,803	90.2
		2007	140	90.3	932	116.2	15,828	67.6	10,915	83.4
池上駅周辺	駅周辺型商業集積地	1991	148	100.0	623	100.0	11,239	100.0	7,278	100.0
		1994	134	90.5	762	122.3	12,871	114.5	7,901	108.6
		1997	151	102.0	850	136.4	14,339	127.6	9,064	124.5
		2002	148	100.0	933	149.8	13,019	115.8	8,236	113.2
		2004	144	97.3	903	144.9	12,537	111.5	8,501	116.8
		2007	127	85.8	840	134.8	18,884	168.0	9,388	129.0
長原駅周辺	住宅地背景型商業集積地	2002	97	100.0	419	100.0	6,360	100.0	5,033	100.0
		2004	81	83.5	381	90.9	6,573	103.3	5,851	116.3
		2007	68	70.1	421	100.5	15,608	245.4	5,459	108.5
久々原駅周辺	住宅地背景型商業集積地	1991	109	100.0	442	100.0	7,385	100.0	5,109	100.0
		1994	100	91.7	403	91.2	6,696	90.7	4,746	92.9
		1997	89	81.7	445	100.7	6,767	91.6	5,602	109.6
大岡山駅周辺	住宅地背景型商業集積地	1991	175	100.0	647	100.0	9,373	100.0	6,832	100.0
		1994	160	91.4	574	88.7	8,623	92.0	6,934	101.5
		1997	157	89.7	529	81.8	7,896	84.2	5,979	87.5
		2002	139	79.4	698	107.9	7,656	81.7	6,908	101.1
		2004	126	72.0	610	94.3	6,514	69.5	6,671	97.6
		2007	106	60.6	437	67.5	5,791	61.8	4,925	72.1
蒲田駅西口	駅周辺型商業集積地	1991	590	100.0	3,297	100.0	85,829	100.0	39,135	100.0
		1994	530	89.8	3,203	97.1	79,812	93.0	39,507	101.0
		1997	541	91.7	3,209	97.3	76,890	89.6	39,204	100.2
		2002	457	77.5	3,088	93.7	64,987	75.7	39,609	101.2
		2004	432	73.2	2,878	87.3	55,727	64.9	42,378	108.3
		2007	462	78.3	3,040	92.2	57,832	67.4	44,033	112.5
蒲田駅東口	駅周辺型商業集積地	1991	203	100.0	968	100.0	23,313	100.0	18,643	100.0
		1994	186	91.6	1,002	103.5	21,386	91.7	15,991	85.8
		1997	183	90.1	1,017	105.1	20,697	88.8	17,721	95.1
		2002	140	69.0	1,089	112.5	19,143	82.1	13,203	70.8
		2004	129	63.5	1,096	113.2	17,737	76.1	16,745	89.8
		2007	168	82.8	1,836	189.7	24,984	107.2	18,932	101.6
雑色駅周辺	住宅地背景型商業集積地	2002	177	100.0	875	100.0	14,116	100.0	9,894	100.0
		2004	153	86.4	694	79.3	12,917	91.5	9,390	94.9

	2007	149	84.2	759	86.7	16,768	118.8	9,682	97.9
大鳥居商店会	2007	31		196		3,711		2,696	
下丸子商栄会	2007	38		148		1,509		1,654	
武蔵新田商店会	2007	58		331		4,470		4,257	
矢口渡荏原高校通り商店会	2007	23		117		1,356		807	
矢口渡商店街	2007	49		259		2,575		2,237	
日の出商店街	2007	32		162		1,524		1,530	
あやめ橋商店街	2007	27		185		1,384		1,213	
大森ぎんなん通り会	2007	10		49		276		369	
東糞谷共栄会	2007	8		38		604		370	
大森駅東口商店街	2007	12		111		1,784		1,521	

資料:商業統計「商業集積地別統計」各調査年

出) 大田区ものづくり産業、商業・商店街の活性化の課題と展望 (2016年5月)

あとがき

本報告書の調査期間は2015年12月から16年5月である。

この研究は、2015年3月に大田区が公表した「大田区ものづくり産業等実態調査報告書」、「平成26年度大田区商店街調査報告書」をベースにし、過去の大田区の資料及び関係者との懇談、ヒアリングを行い、まとめたものである。

この研究を通じて、改めて大田区の産業、とりわけ小規模零細業者、町工場の窮状が把握できた。私も90年代不況の時に調査に参加したが、工場数がピークの9,177(88年)から1993年には7,154、2014年には3,481と、62%減少していることに驚かされた。93年には、産業空洞化から地域経済を活性化させるための中小企業集積法が制定され、大田区でも大田区不況打開実行委員会等の運動で「大田区産業ビジョン」が制定されたにも関わらず、その後20年で工場が半減している。その原因は、急激な親企業の海外進出や工業再配置によるものと言える。

今、地域の活性化とは、「地域が豊かになるのは、住民一人一人の生活が維持され向上されること」、「個人的な産業企業の質をいかに高めること」ではないだろうか。小規模零細の町工場・従業員、住民が住み続けられる大田区にする努力を行政が行うことはもちろんであるが、町工場・住民の皆さん自身が大田区の潜在的な能力・宝（基盤技術）、世界でも国内でも通用することを再発見きづきして、地域活性化の糧にしていくことが求められているのではないだろうか。

第Ⅰ部では、大田区工業の発展過程について、いかに「ナショナル・テクノポリス」を築いてきたかを分析した。その分析に立ち、大田区に集積されている生産機能は、製品開発、試作対応、超短納期・難加工・小ロット加工、機械化できない技能・熟練活用型の加工など、プロトタイプ創出型の機能が中心となっており、この到達点を踏まえて、大田区工業はグローバルな観点で世界の母工場グローバル・マザー・ファクトリー・ポリス機能を持ちうる可能性があることの展望を示した。

如何に、生産の海外移転が進み、海外の部品レベルが向上しても、国内の下請機能がなくなるわけではないし、大田区工業が歴史的に蓄積してきた成果は、一朝一夕には他地域・海外に移転できない、との立場で振興の方向性と政策課題を提起した。

第Ⅱ部では、大田区商店街調査報告について有効範囲と限界について分析し、調査でわかることと、わからないことを明らかにした。その上で、目先のオリンピック・パラリンピックだけにとらわれるのではなく、商店街・個店・消費者間で価値観を共有し、消費者とともに地域づくりを行う共創の商店街づくりの方向性を示した。ここでは、高齢化社会にむけての買い物難民対策など、各地の事例を示し、商店街施策を提案した。

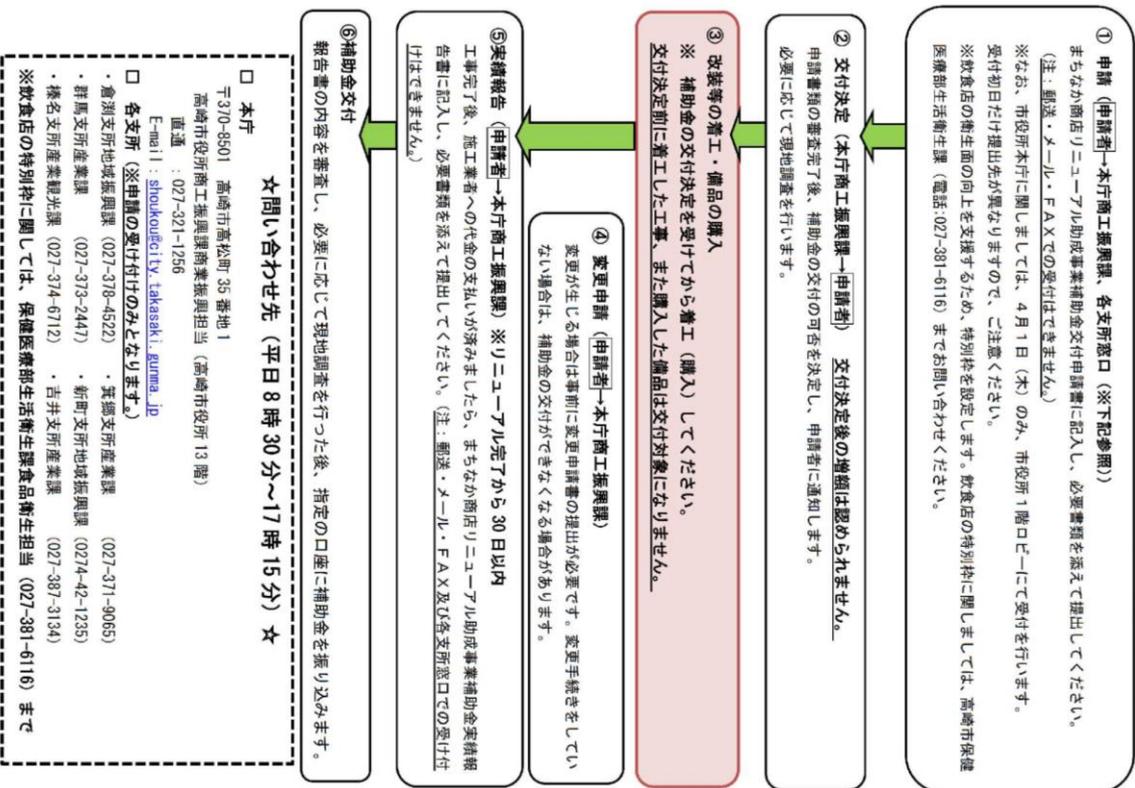
今回の報告書が「大田区工業の振興」、そして「商店街・商店の振興」により、住み続けられる大田区を目指している方々の議論・運動に少しでもお役に立てれば幸いである。

公益財団法人政治経済研究所理事 塩沢俊之

出) 大田区ものづくり産業、商業・商店街の活性化の課題と展望 (2016年5月)

まちなか商店リニューアル補助金 ～申請から補助金の交付まで～

※受付は土、日、祝日を除く



高崎市まちなか商店リニューアル助成事業補助金の概要

高崎市は、商業の活性化を目的に、商売を営んでいる人、又は営もうとする人が、「店舗等の改装」や「店舗等で専ら使用する備品の購入」を行うことに対し、その費用の2分の1を補助します。

項目	内容
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ●高崎市に住民登録がある個人や高崎市に法人開設届けを提出している法人で次のいずれかに該当する人（賃貸契約締結済みで、これから営業を開始しようとしている人を含む） ① 店舗等を自ら営業している人、 ② 店舗等を借りて営業している人、 ③ 店舗等を所有している人、 ④ チェーン店・フランチャイズ店を営業している人（市内に本店がある場合に限る）。 ⑤ フランチャイズ店を営業している人（自己資金で改装を実施する場合に限る）。 ●高崎市に住民登録がある個人や高崎市に法人開設届けを提出している法人で次のすべてに該当する人 ① 高崎市暴力団排除条例第2条第1項第1号から第3号に該当していない人。 ② 食品衛生法や建築基準法等、関係法令に違反していない人。 ③ 市税の滞納がない人。 ●小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業等）などを営む兼営型の店舗となります。 ただし、次の場合は対象外となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 床面積の合計が1,000㎡を超える店舗（※原則、大規模小売店舗内に所在する店舗は対象外となります） ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」）第2条第1項第1号から第5号のうち同法第3条第1項の許可を受けていない店舗 ・ 風営法第2条第1項第1号から第5号の営業のうち、床面積の合計が100㎡を超える店舗 ・ 風営法第2条第5項に掲げる「性風俗関連特殊営業」を営む店舗
対象工事等	<ul style="list-style-type: none"> 市内の施工業者及び販売業者（※1）を利用し、店舗等を改善するための改装や、店舗等でもっぱら使用する備品の購入を対象とします。（別表参照） 工事：20万円以上（税抜き）で、2分の1を補助します。 備品購入：購入金額の合計が10万円以上（税抜き）で、2分の1を補助します。（備品とは1品1万円以上のものをいいます。） ※新型コロナウイルス対策の備品購入は1品1万円以下（合計10万円未満）でも対象とする。
補助金額	1店舗当たりの補助金は、上限が100万円、2回まで。ただし、一度度当たり申請できるのは1回限りとします。
補助限度額	1店舗当たりの補助金は、上限が100万円、2回まで。ただし、一度度当たり申請できるのは1回限りとします。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 工事・備品の購入は、交付決定を受けてから行ってください。 他の補助制度の交付を受けた場合は、交付の対象となりません。 必要に応じて現地調査を行います。

※1）市内に住所を有し、対象の工事や備品の販売を営む事業者です。（見積書及び領収証を市内の住所表記で発行できること。）

対象	工事の例
<p>工事</p> <p>(市内業者による 施工であること)</p>	<p>【対象となる工事】(店舗部分に限る。ただし、店舗併用住宅の一体的な工事の場合や、一部事務所スペース等が含まれる店舗全体の一体的な工事の場合、床面積の割合等で審査)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 屋根の修復(張替え・防水など) ② 床材・内壁・天井の張替え、内装の塗装など ③ 種・障子・網戸・畳の張替え ④ 床・壁・窓・天井などの断熱に関するもの ⑤ 外壁の塗り直し ⑥ 扉の交換 ⑦ 窓ガラス・サッシの交換 ⑧ ドアの電動化 ⑨ 店舗間仕切りの変更 ⑩ 看板・サイン(日よけ)の修復や設置 ⑪ 床・内壁・天井のクロス張替えや塗り替え ⑫ 厨房の改修 ⑬ 給排水・衛生(換気を含む)設備に関するもの ⑭ 給湯設備に関するもの ⑮ 電気・ガスに関するもの ⑯ エアコンの設置、その他空調に関するもの ⑰ 客用の洗面・トイレの改修や水周りに関するもの ⑱ (理・美容業)の客用椅子の取替え ⑲ 店内抗菌塗装等(抗菌効果が客観的に認められ、また、一定期間以上の効果が持続する製品を用いること) <p>など</p> <p>【対象とならない工事】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 車庫・物置き・倉庫等の設置 ② 事務所・工場などの改修・改築など ③ 門扉・フロント塀の設置や駐車場など ④ 植樹・剪定などの植栽に関するもの ⑤ 太陽光発電設備等、再生可能エネルギーの設備に関するもの ⑥ 外構工事及び屋外設備の設置 ⑦ 防犯用のカメラ及びライトの設置 ⑧ 清掃、シロアリの駆除、その他防虫の薬剤散布・消臭・塗布など ⑨ 浄化槽の設置・修繕 ⑩ 工事費が高価と認められるもの ⑪ 店舗等で必要であると認められないもの <p>など</p>

対象	備品の例
<p>備品</p> <p>(市内業者から購入すること)</p>	<p>【対象となる備品】(税抜き1品1万円以上のもの)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 椅子、テーブル ② カーテン、ブラインド ③ 商品陳列棚(ショーケース) ④ 業務用冷蔵庫・冷凍庫 ⑤ その他店舗等の改装等に伴い必要となる家具や電化製品 など ⑥ コロナウイルス感染症対策にかかる備品 <p>※1品1万円以下(合計10万円以下)でも対象とします(例:アクリルパーテーション、消毒液スタンド等)。</p> <p>【対象とならない備品】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 消火器などの消防用品や各種防災用品 ② 店舗等で必要であると認められないもの ③ 消耗品(食器類や消毒液、マスク、フェイスガード等) ④ 事務用品(コピー機、パソコン、FAX、ソフトウエア、スタートアップ、タブレット等) ⑤ 家庭用電気機械器具(家電) ⑥ 購入価格が高価と認められるもの ⑦ 医療機器 ⑧ 店舗等で必要であると認められないもの <p>※自らの店舗で商品となり得るものは、対象とならない場合がございます。</p> <p>など</p>

<p>申請に必要な書類等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高崎市まちなか商店リニューアル助成事業補助金交付申請書(様式第1号) ・高崎市まちなか商店リニューアル助成事業補助金交付申請にかかる誓約書(様式第2号) ・賃貸借契約書の写しや店舗所有者の同意書(店舗等の建物所有者が申請者以外の場合) ・飲食営業許可証の写しや風俗営業許可証の写し等(新規出店者は実績報告時に提出) ・工事費や備品購入費の見積書(数量、単価、型番等が記載されたもの) ・平面図(面積等が記載され、店舗内の状況が把握できるもの) ・位置図(住宅地図など) ・工事、備品設置予定箇所すべてのカラー写真(工事前の写真が不足している場合は、補助金を交付できません) ・営業の状況が分かる外観・内観のカラー写真 ・食品衛生責任者受講証明書の写し(飲食店衛生向上リニューアルの場合) <p>実績報告に必要な書類等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高崎市まちなか商店リニューアル助成事業補助金実績報告書(様式第6号) ・高崎市まちなか商店リニューアル助成事業補助金請求書(様式第7号) ・領収証(工事や備品購入にかかる領収証の写し) ・請求明細書(申請時の見積書と比較できる数量、単価、型番等が記載された内訳書) ・工事・備品設置箇所すべてのカラー写真、新規の場合はオープンしたことが確認できるもの ・通帳の写し(金融機関名、支店名、振込み先の口座番号、口座名義が記載されたもの) <p>※業者が発行する書類(見積書、請求内訳書、領収書等)には、業者の印が必要となります。</p> <p>※詳細は、商工振興課にお問い合わせください。</p>
--